

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱

平成27年2月26日  
26川市市第456号  
市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、地域における活動や災害時の拠点となる会館の整備を実施するにあたり、それに要する費用の一部について予算の範囲内で補助金を町内会・自治会に交付することで、会館の整備の促進を図り、町内会・自治会の活動の活性化に寄与することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められるものをいう。
- (2) 会館 一つ又は複数の町内会・自治会が管理し、地域活動の拠点として利用される建物又は部屋をいう。
- (3) 会館整備 建物の建替、新規取得、耐震改修等、その他改修等を行うことをいう。
- (4) 建替 既存の建物を全部撤去して、建物を新築又は購入することをいう。
- (5) 新規取得 現在、会館を持たない町内会・自治会が建物を新築又は購入すること（現在の建物に加えて建物を新築又は購入する場合を含む）をいう。
- (6) 新築 新たに建物を建設することをいう。
- (7) 購入 既にある会館を購入すること又は一棟の建物の中に構造上及び利用上独立区分された専有部分を購入することをいう。
- (8) 耐震改修等 耐震改修工事及び耐震改修工事と併せて実施する改修、増築、修繕及びバリアフリー化工事をいう。
- (9) その他改修等 耐震改修工事を伴わない改修、増築、修繕及びバリアフリー化工事をいう。
- (10) 耐震改修工事 耐震診断、補強計画、工事監理および補強工事をいう。
- (11) バリアフリー化工事 高齢者、障害者等の会館の利便性及び安全性の向上を図るための整備をいう。
- (12) 耐震診断 別に定める耐震診断に係る指針等に定められた耐震診断の基準に基づき、建築士が行う診断をいう。
- (13) 補強計画 耐震診断に基づき、別に定める耐震基準を満たす耐震改修の計画を作成

することをいう。

(14) 工事監理 建築士がその者の責任において、工事を補強計画と照合し、それが補強計画のとおりに実施されているか確認することをいう。

(15) 補強工事 施工者が補強計画に基づき行う工事をいう。

(16) 処分 売却、解体など、建物を会館として利用できなくなるようにする行為をいう。

(対象会館)

第3条 本事業の対象とする会館は、町内会・自治会が所有する建物（公益財団法人川崎市市民自治財団に寄付されたものを含む。）又は町内会・自治会の会員等が所有する建物（区分所有者の団体が管理する集会施設のうち、入居者が構成する町内会・自治会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同一であり、町内会・自治会と区分所有者の団体が別の団体として組織され、かつ、会館として利用され、町内会・自治会が整備費を負担する場合の施設を含む。）で、町内会・自治会が整備費を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する会館は対象としない。

(1) 川崎市地域防災計画における避難所補完施設とならない建物

(2) 町内会・自治会が建物の賃借料を支払って使用している建物（光熱水費相当分の使用料は除く。）

(3) 営業行為等により特定の者又は特定の団体が主として使用する等、町内会・自治会会員の利用が制限され、過半の利用が町内会・自治会会員でない建物

(4) 法令に適合しないなど、川崎市の施策推進に支障があると想定される建物

(5) その他市長が補助対象として不適当と判断する建物

(補助事業者)

第4条 この要綱における補助事業者は、第2条第1項第1号に規定する町内会・自治会とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合は、補助金を交付しないものとする。

(対象工事等)

第5条 補助の対象となる工事等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建替

(2) 新規取得

(3) 耐震改修等

(4) その他改修等（工事に要する経費が100万円以上のものに限る。）

2 前項第3号に規定する耐震改修等の対象は、昭和56年5月31日以前に着工（昭和56年6月1日以降、増築した部分の面積が述べ床面積の2分の1以内の建物を含む。）された建物に限る。

(補助額)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する補助事業者に対し、次の各号に定める金額を限度として、会館整備に要した費用の2分の1を、予算の範囲内で補助金として交付する。ただし1千円未満の端数は切り捨てとする。

(1) 建替及び新規取得は、800万円

(2) 耐震改修等は、500万円

ただし、補強工事を行わない場合は、耐震診断及び補強計画に要した費用の2分の1とし、補助の限度額は200万円

(3) その他改修等は、200万円

ただし、前号ただし書きに基づく補助金の交付を受ける場合の限度額は、200万円からその交付額を除した金額

(申請手続)

第7条 この要綱による補助金の交付を受け、会館整備を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、工事等に関する契約を締結する前に、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 町内会・自治会規約及び役員名簿

(2) 会館の整備について意思決定を証する資料（総会議事録等）

(3) 工事設計書。ただし、購入、耐震改修等（すでに耐震診断及び補強計画を完了しているものを除く。）を除く

(4) 2者以上の市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が発行した見積書及び見積内訳書（以下「見積書等」という。）。ただし、次のア又はイに定める場合において、理由書（第1号様式の2）を提出したときは、当該ア又はイに掲げる見積書等とする

ア 2者以上の市内中小企業者から見積書等を徴収し難い事由がある場合 2者以上の事業者が発行した見積書等（市内中小企業者で全く対象工事等（購入を除く。）の取扱いがない場合を除き、当該事業者のうち1者は市内中小企業者に限る。）

イ 特定の事業者でなければ見積書等を徴収し難い事由がある場合 当該特定の事業者が発行した見積書等

(5) 前号の規定にかかわらず、建物を購入する場合においては、平面図及び購入予定額が明記された売買契約書の案

(6) 見積書等を発行した業者から徴収する、当該業者は市内中小企業者である旨の誓約書（第1号様式の3）。ただし、当該業者が本市の競争入札参加資格有資格者名簿において地域区分にあっては市内、企業規模にあっては中小として登載されている場合、又は申請者が直近の4月1日以降に当該業者に係る誓約書を既に提出している場合（記載内容に変更がない場合に限る。）は、この限りでない。

- (7) 川崎市町内会・自治会会館等利用状況報告書（第2号様式）
  - (8) 川崎市町内会・自治会会館利用計画書（第3号様式）及び会館の利用規約等
  - (9) 工事場所（建物）位置図（第4号様式）
  - (10) 資金計画書（第5号様式）及び預金通帳の写し
  - (11) 土地及び建物所有者の承諾書（第6号様式）。ただし、購入の場合を除く
  - (12) 建築確認をする工事については建築確認通知書の写し
  - (13) その他市長が必要と認める資料
- 2 補助金の交付希望時期を補助金額確定前とする場合は、申請者は、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請書（第1号様式）にその理由を記載しなければならない。  
(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定通知書（第7号様式）をもって、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付をしないことを決定したときは、川崎市町内会・自治会会館整備補助金不交付決定通知書（第8号様式）をもって、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた補助事業者（以下「補助金交付事業者」という。）が、申請を取り下げるときは、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請取下届（第9号様式）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(会館整備の変更及び承認)

第10条 補助金交付事業者は、当該補助金の交付対象となった会館整備について、次の各号に掲げる項目に変更が生じたときは、川崎市町内会・自治会会館整備補助金に係る整備内容の変更承認申請書（第10号様式）に変更内容の分かる資料を添付し、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

- (1) 会館整備の内容（耐震改修等を対象とする補助金の交付申請を行い、当該年度に耐震診断及び補強計画を完了し、工事監理、補強工事等を継続して行うときを含む。）
- (2) 代表者氏名
- (3) 補助金交付申請額
- (4) 整備日程

2 市長は、前項に規定する川崎市町内会・自治会会館整備補助金に係る整備内容の変更承認申請書（第10号様式）の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、川崎市町内会・自治会会館整備補助金に係る整備内容の変更承認決定通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

(会館整備の契約)

第11条 補助金交付事業者は、第8条第1項に規定する川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定通知書（第7号様式）を受領後、速やかに事業者と会館整備の契約を締結するものとする。

2 前項の規定に基づき会館整備の契約を締結した補助金交付事業者は、市長に契約書の写しを提出するものとする。

(工事着手)

第12条 補助金交付事業者は、工事着手後、速やかに川崎市町内会・自治会会館整備工事着手届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了の報告)

第13条 補助金交付事業者は、会館整備が完了したときは、川崎市町内会・自治会会館整備完了届（第13号様式）に次の各号に定める資料を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業者が発行する請求書及び請求書内訳の写し
- (2) 事業者が発行する領収書の写し
- (3) 完成図、平面図の写し、写真等
- (4) 発注実績報告書（第13号様式の2）
- (5) その他市長が必要と認める資料

2 耐震改修工事の場合は前項に規定する資料に加え、次の各号に定める資料を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断判定委員会判定書（精密診断・中間検査）
- (2) 耐震診断書（補強計画前・補強計画後）
- (3) 工事監理報告書

3 精密診断及び補強計画作成が完了し、やむを得ない理由により補強工事を見合わせる者については、第1項第3号並びに前項第2号及び第3号に規定する資料の提出は要さないものとする。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その成果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市町内会・自治会会館整備補助金額確定通知書（第14号様式）をもって、補助金交付事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助金交付事業者は、前条の通知を受けた後に、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付請求書（第15号様式）により、速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、第13条第1項に規定する会館整備完了の報告前に、市長に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第 16 条 市長は、前条第 1 項に規定する補助金の交付請求に対し、補助金交付事業者に補助金を交付するものとする。

2 市長は、前条第 2 項に規定する補助金の交付請求に対し、補助金交付事業者に概算払により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助金交付事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。その場合、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定取消通知書（第 16 号様式）をもって、その旨を申請者に通知するものとする。

(1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき

(2) 補助金交付の条件に違反したとき

(3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換又は担保したとき

ただし、当該会館整備のために、金融機関に担保提供する場合を除く

(4) その他この要綱に違反したとき

(財産の処分の制限)

第 18 条 この要綱に基づき補助を受けた会館は、第 14 条に規定する補助金額確定の日から 10 年を経過する日の属する年度の 3 月 31 日まで又は川崎市町内会・自治会会館建設資金融資要綱に基づき融資を受けた場合は融資の償還期間のいずれか長い期間は、特別の理由がある場合を除き処分することができない。

(補助の制限)

第 19 条 この要綱に基づき補助を受けた補助事業者は補助を受けてから次の各号に該当する場合を除き、第 14 条に規定する補助金額確定の日から 10 年を経過する日の属する年度の 3 月 31 日までは補助を申請することはできない。

(1) 耐震診断のみ又は耐震診断及び補強計画のみを終え、第 13 条に規定する完了の報告を行い、翌年度以降、耐震改修等を行うため、会館整備を再開する場合。ただし、補助上限金額は既に交付済みの補助金額を控除した金額とする。

(2) その他改修等を行う場合

(3) その他市長が必要と認める場合

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、補助金交付事業者が次の各号の一つに該当するときは、当該補助金交付事業者に対して、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 第 17 条の規定により補助金交付を取り消した場合

(2) 第 18 条の規定に反して会館を処分した場合

(3) 第 13 条第 1 項第 2 号に規定する領収書の写しに記載された金額が第 16 条第 2 項の規定に基づき概算払を行った金額の 2 倍を下回る場合

(委託業務)

第 21 条 市長は、本事業の一部を委託することができる。

(確認)

第 22 条 市長は、必要に応じ、補助事業者の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(会館の管理)

第 23 条 補助金交付事業者は、第 13 条第 1 項に規定する川崎市町内会・自治会会館整備完了届（第 13 号様式）に記載した完了日の翌月から 5 年間、毎年 1 月末までに、前年の利用状況を川崎市町内会・自治会会館年間利用状況報告書（第 17 号様式）により市長に提出しなければならない。

2 市長は提出された報告書に基づき、会館の利用方法について必要な助言を行うことができる。

(委任)

第 24 条 この要綱の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者電話 \_\_\_\_\_

代表者生年月日 年 月 日

川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた  
いので必要資料を添えて申請いたします。

1 現在の会館名 \_\_\_\_\_

2 現在の会館所在地 川崎市 区 \_\_\_\_\_

3 現在の会館の内容

(1) 建築年月及び構造 年 月 造 \_\_\_\_\_

(2) 所有者氏名 \_\_\_\_\_

4 整備内容

建 替

新 規 取 得

耐震改修等 (耐震診断及び補強計画、工事監理及び補強工事 ※いずれかを選択)

(増築、改修、修繕、バリアフリー化工事 ※複数選択可)

その他改修等 (増築、改修、修繕、バリアフリー化工事 ※複数選択可)

5 整備費 ¥ \_\_\_\_\_

6 補助金交付申請額 ¥ \_\_\_\_\_

7 整備日程

着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日

8 補助金の交付希望時期を補助金額確定前とする場合はその理由

【理由】 \_\_\_\_\_

【確認事項】 工事金額が、補助金交付額の2倍を下回る場合、補助金を一部返還  
することを承知しています。

9 本申請にかかる連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

10 確認事項

川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱第3条第1項に規定する要件を満たすとともに、第3条第2項の規定に該当しないことを確認しています。

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

## 見積りが行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・業務委託の契約について、2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約
- 

2. 発注先
- 

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

4. 2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱第7条に定める2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

**(注)市内中小企業者の定義**

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 誓 約 書

私は、次の案件の見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

### 案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

#### 【参考】

##### ○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

##### ○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年　月　日

（あて先）

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

## 川崎市町内会・自治会会館等利用状況報告書

- 1 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_
- 2 会館（代替施設）名 \_\_\_\_\_
- 3 会館（代替施設）の所在地 \_\_\_\_\_
- 4 会館（代替施設）の利用回数等（集合場所として使用した場合も含む）

項目	【 】月	【 】月
町内会・自治会の定例的な会合	回	回
防災・防火活動	回	回
防犯・交通安全活動	回	回
美化活動・ごみの分別・資源回収	回	回
市政だより等の配布等広報活動	回	回
子どもの交流・子育て支援・青少年の健全育成	回	回
高齢者の交流・支援	回	回
障害者の交流・支援	回	回
祭礼・盆踊り・運動会等の地域行事（準備含む）	回	回
その他の町内会・自治会活動	回	回
他団体への貸し出し	回	回
午前中の会館利用日数※	日	日
午後の会館利用日数※	日	日
夜間の会館利用日数※	日	日

## 5 他団体の利用状況

利用団体名の種類	利用団体数	利用する主な団体名
老人会・こども会等※	団体	
他の町内会・自治会※	団体	
社会福祉協議会※	団体	
市民活動団体／N P O 法人※	団体	
各種サークル※	団体	
その他※	団体	
合計※	団体	

※ 代替施設の場合は記載不要

## 川崎市町内会・自治会会館利用計画書

- 1 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_
- 2 会館名 \_\_\_\_\_
- 3 会館の所在地 \_\_\_\_\_
- 4 今後の会館利用計画

### (1) 会館整備前から継続するもの

①定期的なもの

②不定期のもの

③町内会・自治会会員以外への貸出しや地域開放への取組

(※ただし、現状未実施の場合は記載なしでも可)

### (2) 会館整備後に新たに取り組むもの

①定期的なもの

②不定期のもの

③町内会・自治会会員以外への貸出しや地域開放への取組

- 5 添付資料

会館の利用規約等

## 工事場所（建物）位置図

- 1 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_
- 2 会館名 \_\_\_\_\_
- 3 会館所在地 \_\_\_\_\_ 区
- 4 敷地面積 \_\_\_\_\_  $m^2$
- 5 建物構造 造 階建て 延べ \_\_\_\_\_  $m^2$
- 6 位置図

周辺状況のわかるものを示し、会館の場所を囲ってください。

※地図の添付に代えることができます。

## 資金計画書

1 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

2 時系列順資金計画

(単位：円)

時期	項目	収入額	支出額	手持残高
現在	準備できている資金			
	契約時			
	中間期			
	(補助金交付) ※先払時			
	整備完了期			
	補助金交付			

3 金融機関からの融資予定（予定がある場合のみ記入）

(1) 予定期間 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_か月

(2) 每月の返済可能額 ¥\_\_\_\_\_

(3) 借入予定金融機関名 \_\_\_\_\_

※ 整備資金残高について証明できる預金通帳の写し等を添付してください。

※ 複数の町内会・自治会で会館を整備する場合は、当該町内会・自治会が負担する費用のみ記載し、当該会館整備にかかる費用の全額と負担割合の分かる資料を添付してください。

## 土地及び建物所有者の承諾書

- 1 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_  
2 代表者名 \_\_\_\_\_  
3 会館名 \_\_\_\_\_  
4 会館所在地 \_\_\_\_\_  
5 土地所有者の承諾

- 1 別添の「川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請書」の内容のとおり会館整備を行うことについて承諾します。
- 2 当該土地に建つ会館が別添「川崎市町内会・自治会会館利用計画書」の内容のとおり地域活動の拠点として使用されることについて承諾します。
- 3 町内会・自治会の同意なしに、当該土地を担保に供しないことについて承諾します。
- 4 この申請に必要な土地に関する情報について、関係部局に照会を行うことについて同意します。

土地所有者 \_\_\_\_\_

- 6 建物所有者の承諾

- 1 別添の「川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請書」の内容のとおり会館整備を行うことについて承諾します。
- 2 当該所有の会館が別添「川崎市町内会・自治会会館利用計画書」の内容のとおり地域活動の拠点として使用されることについて承諾します。
- 3 当該会館について、賃借料は発生せず、維持管理は同町内会・自治会が行い、維持・管理・整備にかかる経費はすべて同町内会・自治会が負担することについて同意します。
- 4 町内会・自治会の同意なしに、当該建物を担保に供しないことについて承諾します。
- 5 この申請に必要な建物に関する情報（所有者、構造、建築年月等）について、関係部局（財政局税務部資産税管理課等）に照会を行うことについて同意します。

建物所有者 \_\_\_\_\_

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

指令先 町内会・自治会名

代表者氏名

代表者住所

年 月 日付け川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請について、補助金の交付を行うことを決定しましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長 印

### 1 申請会館

(1) 会館名 \_\_\_\_\_

(2) 会館所在地 \_\_\_\_\_

(3) 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

### 2 整備内容

建 替

新 規 取 得

耐 震 改 修 等

その他の改修等

### 3 補助金交付予定額

¥ \_\_\_\_\_

### 4 補助金交付予定額が申請額と異なる場合はその理由

### 5 補助金交付の条件

川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱の規定を遵守し、同要綱第20条各号のいずれかに該当する場合は補助金の全部又は一部を返還すること。

※ 補助金額については会館整備完了後に、その整備に要した費用から確定するため、補助金交付予定額と同じ金額が交付されるとは限りません。

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

指令先 町内会・自治会名

代表者氏名

代表者住所

年 月 日付け川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請について、補助金の交付を行わない旨の決定をしましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長 印

### 1 申請会館

(1) 会館名 \_\_\_\_\_

(2) 会館所在地 \_\_\_\_\_

(3) 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

### 2 整備内容

建 替

新 規 取 得

耐 震 改 修 等

その他の改修等

### 3 川崎市町内会・自治会会館整備補助金の交付を行わない理由

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付申請取下届

年　月　日

(あて先) 川　崎　市　長

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者電話 \_\_\_\_\_

年　月　日付け川崎市指令　第　　号により交付決定通知を受けた  
川崎市町内会・自治会会館整備補助金について、申請を取下げますので届け出ます。

### 1 申請会館

- (1) 会館名 \_\_\_\_\_  
(2) 会館所在地 \_\_\_\_\_  
(3) 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

### 2 整備内容

- 建　替  
新　規　取　得  
耐　震　改　修　等  
その他改修等

### 3 申請を取下げる理由

第10号様式（第10条関係）

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金に係る整備内容の変更承認申請書

年　月　日

(あて先) 川 崎 市 長

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者電話 \_\_\_\_\_

川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱に基づき、補助決定を受けた補助申請内容に変更等が生じたので、次のとおり関係資料を添えて申請します。

1 会館名 \_\_\_\_\_

2 会館所在地 \_\_\_\_\_

3 変更等の内容

(1) 対象工事等の区分変更

変更前

- 建 替
- 新規取得
- 耐震改修等（耐震診断及び補強計画）
- 耐震改修等（工事監理及び補強工事）
- その他改修等

変更後

- 建 替
- 新規取得
- 耐震改修等（耐震診断及び補強計画）
- 耐震改修等（工事監理及び補強工事）
- 耐震改修等（耐震診断及び補強計画並びに工事監理及び補強工事）
- その他改修等

(2) その他【】

4 変更理由

[ ]

5 変更等後の整備費 ￥\_\_\_\_\_

6 変更等後の補助申請金額 ￥\_\_\_\_\_

7 変更等後の整備日程

(1) 変更前完了予定日 年 月 日

(2) 変更後完了予定日 年 月 日

8 今後の補助金支払い時期

整備完了後

整備完了前【その理由】\_\_\_\_\_

すでに全額交付済み

第11号様式（第10条関係）

川崎市町内会・自治会会館整備補助金に係る整備内容の変更承認決定通知書

川崎市指令 第 号

指令先 町内会・自治会名

代表者氏名

代表者住所

年 月 日付け川崎市町内会・自治会会館整備補助金に係る整備内容の変更承認申請について承認しましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 会館名 \_\_\_\_\_

2 会館所在地 \_\_\_\_\_

3 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定通知の通知番号

\_\_\_\_\_ 年 月 日 川崎市指令 第 号

4 変更等の内容

5 整備内容

- 建替
- 新規取得
- 耐震改修等
- その他改修等

6 承認後の補助金交付予定額

\_\_\_\_\_ 円

7 承認後の補助金交付予定額が申請書の補助金交付申請額と異なる場合はその理由

第12号様式（第12条関係）

## 川崎市町内会・自治会会館整備工事着手届

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

川崎市町内会・自治会会館整備補助金の交付決定を受けた会館について、整備に着手しましたので、次のとおり報告します。

1 会館名 \_\_\_\_\_

2 会館所在地 \_\_\_\_\_

3 着手日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

4 完了予定日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

## 川崎市町内会・自治会会館整備完了届

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

川崎市町内会・自治会会館整備補助金の交付決定を受けた会館について、整備が完了（又は一部完了）しましたので、関係資料を添えて次のとおり報告します。

1 会館名 \_\_\_\_\_

2 会館所在地 \_\_\_\_\_

3 完了日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4 整備内容

建 替

新 規 取 得

耐震改修等（精密診断及び補強計画）

耐震改修等（工事監理及び補強工事）

耐震改修等（精密診断及び補強計画並びに工事監理及び補強工事）

その他改修等

5 整備後の会館の規模・構造

(1) 構造 \_\_\_\_\_ 造

(2) 階数 \_\_\_\_\_ 階

(3) 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

## 発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱第13条に基づき、次のとおり報告します。

## 1 事業名 \_\_\_\_\_

## 2 発注実績

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託に係る契約のみを記載してください。

(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事・委託)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
						合計

## (注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金額確定通知書

川 第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付け川崎市町内会・自治会会館整備完了届により完了報告がありました会館の補助金について、次のとおり確定しましたので通知します。

1 会館名 \_\_\_\_\_

2 会館所在地 \_\_\_\_\_

3 整備内容

- 建 替
- 新 規 取 得
- 耐震改修等（精密診断及び補強計画）
- 耐震改修等（工事監理及び補強工事）
- 耐震改修等（精密診断及び補強計画並びに工事監理及び補強工事）
- その他改修等

4 補助金確定額

¥ \_\_\_\_\_

5 うち、補助金額の確定前（整備完了前）に、すでに交付を受けている金額

¥ \_\_\_\_\_

6 市への返還を要する金額とその理由

¥ \_\_\_\_\_

理由 \_\_\_\_\_

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者電話 \_\_\_\_\_

川崎市町内会・自治会会館整備補助金について次のとおり交付請求します。

1 補助金交付請求額 ¥\_\_\_\_\_

2 振込み先

金融機関名	銀行			支店			
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号				
口座名義 (受取人)	フリガナ -----	名義					

3 委任状(請求人と受取人が異なる場合は必要)

委任者 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、次の者を代理人に定め、川崎市町内会・自治会会館整備補助金の受領に関する権限を委任します。

受任者 団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定取消通知書

川崎市指令 第 号

指令先 町内会・自治会名

代表者氏名

代表者住所

川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱第17条の規定により、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付決定通知の通知番号

\_\_\_\_\_ 年 月 日 川崎市指令 第 号

2 川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱第17条の規定に基づく取消し理由

# 川崎市町内会・自治会会館年間利用状況報告書

- 1 町内会・自治会名 \_\_\_\_\_
- 2 代表者氏名 \_\_\_\_\_
- 3 代表者連絡先 \_\_\_\_\_
- 4 代表者住所 \_\_\_\_\_
- 5 会館名 \_\_\_\_\_
- 6 会館の所在地 \_\_\_\_\_
- 7 会館の利用回数等 ※集合場所として使用した場合も含む

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月
町内会・自治会の定例的な会合	回	回	回	回	回	回
防災・防火活動	回	回	回	回	回	回
防犯・交通安全活動	回	回	回	回	回	回
美化活動・ごみの分別・資源回収	回	回	回	回	回	回
市政だより等の配布等広報活動	回	回	回	回	回	回
こどもの交流・子育て支援・青少年の健全育成	回	回	回	回	回	回
高齢者の交流・支援	回	回	回	回	回	回
障害者の交流・支援	回	回	回	回	回	回
祭礼・盆踊り・運動会等の地域行事(準備含む)	回	回	回	回	回	回
その他の町内会・自治会活動	回	回	回	回	回	回
他団体への貸し出し	回	回	回	回	回	回
午前の会館利用日数	日	日	日	日	日	日
午後の会館利用日数	日	日	日	日	日	日
夜間の会館利用日数	日	日	日	日	日	日

(裏面に続く)

